

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		解体業の許可の取消し等
根拠条例・規則等名		使用済自動車の再資源化等に関する法律
条 項		第 66 条
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定  法第 66 条第 1 号～第 4 号において、当該取消し等に係る一応の判断基準が示されているものの、処分の性質上、個々の事案について一律的に判断することには馴染まず、具体的な基準を設けることが困難なため。
	設定等年月日	
備 考		